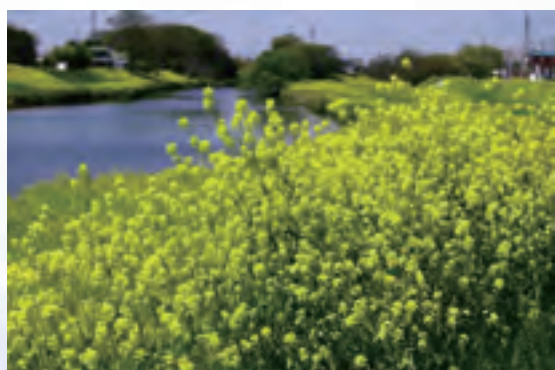




第1章 序論



1. 第6次総合振興計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本町は、2014年度（平成26年度）を始期とし、「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を将来像に掲げた松伏町第5次総合振興計画を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。

この間、出生率の低下による人口減少・少子高齢化の進行、地球温暖化や海洋プラスチックごみ汚染など地球規模での環境問題の深刻化、AI・IoTなどの先端技術を産業や社会生活に取り入れた Society5.0※の推進など、社会経済環境は大きく変化しています。

このように、社会が大きな転換を迎える中では、社会変化を見据え、本町の将来のあり方を展望し、総合的かつ計画的なまちづくりが重要となります。

こうした状況を踏まえ、現行計画が2023年度（令和5年度）で終了することから、長期的なまちづくりの指針として、新たなまちづくりの計画を策定するものです。

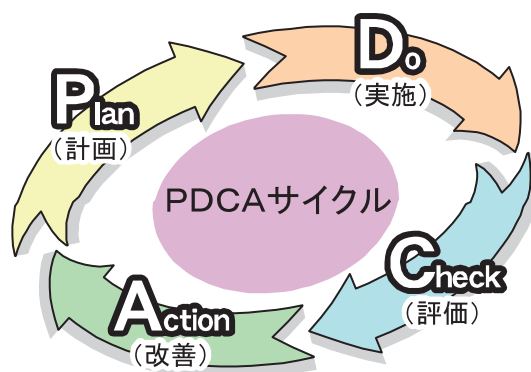
(2) 計画策定の基本指針

①町民と共有できる計画

多様化、複雑化する町民ニーズに対応したまちづくりを行うため、本町の進むべき方向性を町民と共有し、まちづくりへの町民の主体的な参画と行政との協働を進める指針となる計画とします。

②実効性のある計画

本計画に位置付けた取組を効果的に推進するため、まちづくりの重点課題を明確にし、第6次総合振興計画期間中に優先的・重点的に取り組むべき施策を絞り込み、戦略的かつ実効性のある計画とします。そのため、成果指標やKPIを設定し、PDCAサイクルに基づき適切に進捗管理し、成果を公表していきます。



※Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において、わが国がめざすべき未来社会の姿として提唱された。

③松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）と一体的に進める計画

まち・ひと・しごと創生法に基づく「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国が推進している新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略※」に則して策定するとともに、第6次総合振興計画と一体的に進めていきます。

（3）計画の構成と期間

基本構想

本町がめざす将来像とそれを実現するための長期的な指針として、まちづくりの目標である大綱や将来目標人口、土地利用構想を定めます。

計画期間は2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までの10年間とします。

基本計画

基本構想に定めた将来像を実現するため、大綱に基づく施策の取組方針と施策実現のための取り組み、施策の成果指標を体系的に示します。

計画期間は5年間で、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までを前期基本計画期間、2029年度（令和11年度）から2033年度（令和15年度）までを後期基本計画期間とします。

実施計画

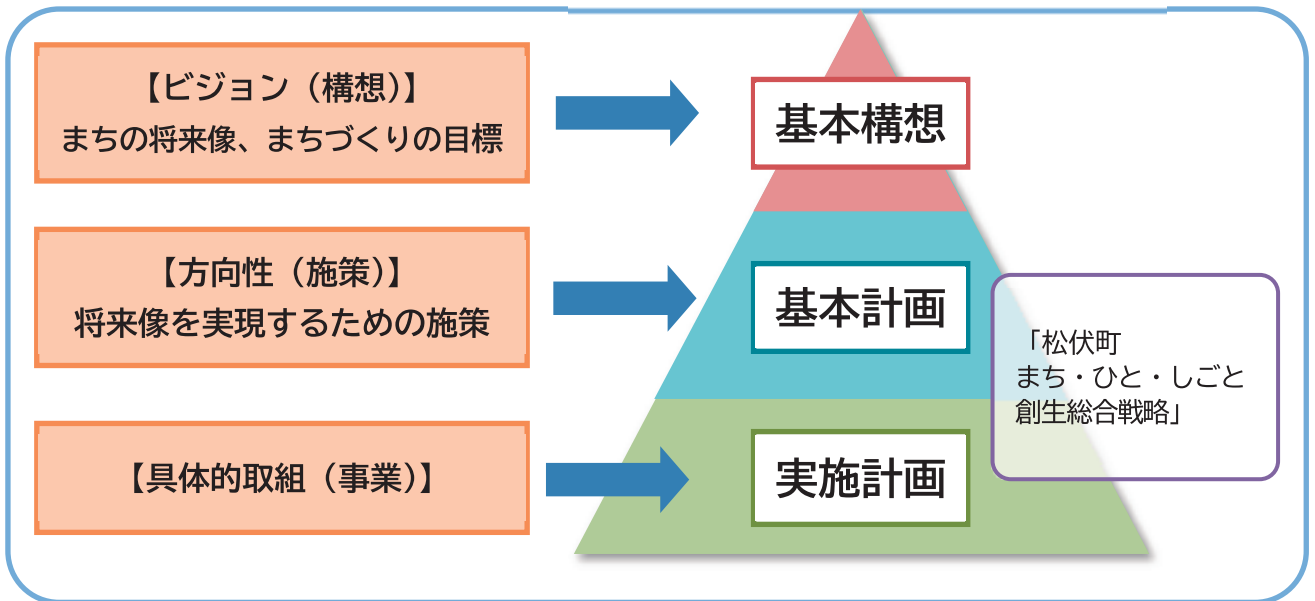
基本計画で示された施策を実現するための行政計画で、予算編成や行政運営の指針となります。計画期間は3年間で、毎年度更新します。

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少問題の克服と地方創生の取り組みに対し、デジタル技術を活用しながら、戦略的視点に立った施策を示します。計画期間は、基本計画と同じ、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間です。

※デジタル田園都市国家構想総合戦略：令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度から5カ年の国の総合戦略のこと。国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしている。

基本構想と基本計画の関係



年 度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)
基本構想	10ヵ年									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画										
松伏町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略										

2. 計画策定の背景

(1) 町を取り巻く社会潮流

①人口構造の変化

わが国は、2010年（平成22年）を境に人口減少局面に入っています。2020年（令和2年）の国勢調査人口は1億2,614万人ですが、前回の2015年（平成27年）の国勢調査から約95万人減少しています。死亡数が出生数を上回っていることが要因であり、今後も減り続けると見込まれます。

一方、人口構成で多くを占める団塊の世代と呼ばれる1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）までに生まれた世代は2025年（令和7年）までに75歳以上の後期高齢者となり、高齢化のスピードは今後ますます早まると見込まれます。

若い世代が安心して働き、こどもを産み育てやすい社会経済環境の実現を図るとともに、人口減少社会にあっても活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

②経済・労働環境の変化への対応

近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、働き方や暮らし方などが変化してきました。

働き方の変化としては、テレワークが浸透することにより、在宅勤務やリモートワークなど、新しい働き方が普及し、暮らし方の変化としても、都心への通勤から自宅や地域での生活圏内での行動増加に変わりつつあります。

これからのまちづくりのあり方について、こうした職住近接ニーズの高まりなどへの対応を進めていく必要があります。

また、ポストコロナ※社会を見据えた対応も求められます。

③情報通信技術（ICT）の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展に伴い、人、モノ、組織などのあらゆるものがネットワークにより結びつき、大量の情報（ビッグデータ）の生成・収集・蓄積・分析が可能となることで、これらのデータをビジネス資源として有効に活用した新産業の創出が推進されています。

国では、デジタル庁の設置をはじめ、マイナンバーカードの利便性の向上などに取り組んでいますが、自治体においても情報通信技術（ICT）を活用した情報収集や活用能力の向上、DX化の推進による業務の効率化などを進めていく必要があります。

※ポストコロナ：世界的な新型コロナウイルス感染拡大を境に価値観や行動様式の転換が起きること。

④地球環境負荷の軽減

気候変動による地球温暖化や海洋プラスチックごみへの対策など、環境を取り巻く状況は地球規模の課題となっています。

そうした中、わが国においては、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針である「2050年カーボンニュートラル宣言※」の実践に向けた、脱炭素社会の構築をめざした取り組みが進められています。

カーボンニュートラル実現のためには、抜本的な省エネルギーと再生可能エネルギーの導入促進が不可欠となりますが、環境分野だけではなく、まちづくりにおけるコンパクト化や低炭素化など、地域全体での取り組みが求められます。

⑤安全・安心への意識の高まり

近年、激甚化する風水害や土砂災害が全国各地で頻発しています。また、今後30年以内の発生確率が70%と予想される首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模自然災害への対応が大きな課題となっています。

一方、高度成長期以降に集中整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要があります。

そうした中、国は人命を守ることや、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない社会を構築することをめざし、強くしなやかな国土強靱化への取り組みを進めています。本町においても災害に備えた強靱なまちづくりとともに、災害が起きた場合でも迅速に復旧・復興ができる安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

⑥SDGsとの調和

SDGs は、国連で採択された国際社会全体の開発目標です。経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することをめざす持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人として取り残さない」ことをめざしています。

地方自治体における SDGs 達成に向けた取り組みは、住民生活や地域活動とも密接に関連しており、本計画に SDGs の理念を取り入れ、地域課題の解決に取り組んでいくことが求められます。



※2050年カーボンニュートラル宣言：カーボンニュートラルとは二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。政府は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言した。

（２）町の現状

①町の歩み

1889年（明治22年）の町村制施行により、松伏、大川戸、田島、上赤岩、下赤岩の5か村が合併して松伏領村と、金杉、魚沼、築比地の3か村が合併して金杉村が誕生しました。

その後、1955年（昭和30年）の町村合併促進法によって、松伏領村と金杉村の2か村が合併し、新たに松伏領村が誕生しました。次いで、1956年（昭和31年）に名称を松伏村と変更したのち、1969年（昭和44年）には町制を施行し、現在の松伏町に至っています。

昭和40年代の高度経済成長期には、都市化の波が押し寄せはじめます。周辺都市や都心への通勤者に一戸建て住宅を供給するベッドタウンとして人口が増えはじめ、1987年（昭和62年）の外前野特定土地区画整理事業により一層増加しました。

1991年（平成3年）のバブル経済崩壊以降は、総合的な地価の下落により、住宅需要の都心回帰が進む中で、本町の人口はゆるやかな増加に転じ、2001年（平成13年）には人口が3万人を超えましたが、2009年（平成21年）以降は、人口は減少傾向にあります。

②町の概況

本町は、埼玉県東南部、都心から30km圏内に位置しています。西は大落古利根川を挟んで越谷市、南は吉川市、北は春日部市と接しており、中央部を中川が南北に流れ、東は江戸川を挟んで千葉県野田市に接しています。

町域は、東西約4km、南北約7.5kmと南北にやや細長く、面積は16.20km²で、県内市町村で8番目に小さな町です。

地形は、町の北東部を占める築比地の台地を除いて、大落古利根川と中川による標高4mから6mの自然堤防と後背湿地によって形成された、ほぼ平坦な低地となっています。

気温は年平均14～16℃と比較的温暖で、降水量は年間約1,200mm程度です。

道路は、南北方向に（県）春日部松伏線、（県）葛飾吉川松伏線と（都）松伏越谷線が、東西方向に（県）越谷野田線が通っています。

南北方向に（都）東埼玉道路、東西方向に（都）浦和野田線（一部供用開始）の整備が進められています。

町に鉄道は通っていませんが、町内から、東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）北越谷駅、せんげん台駅、JR武蔵野線吉川駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅、東武野田線（東武アーバンパークライン）愛宕駅、野田市駅の各駅に、民間の路線バス網が整備されています。

位置図



広域交通網図



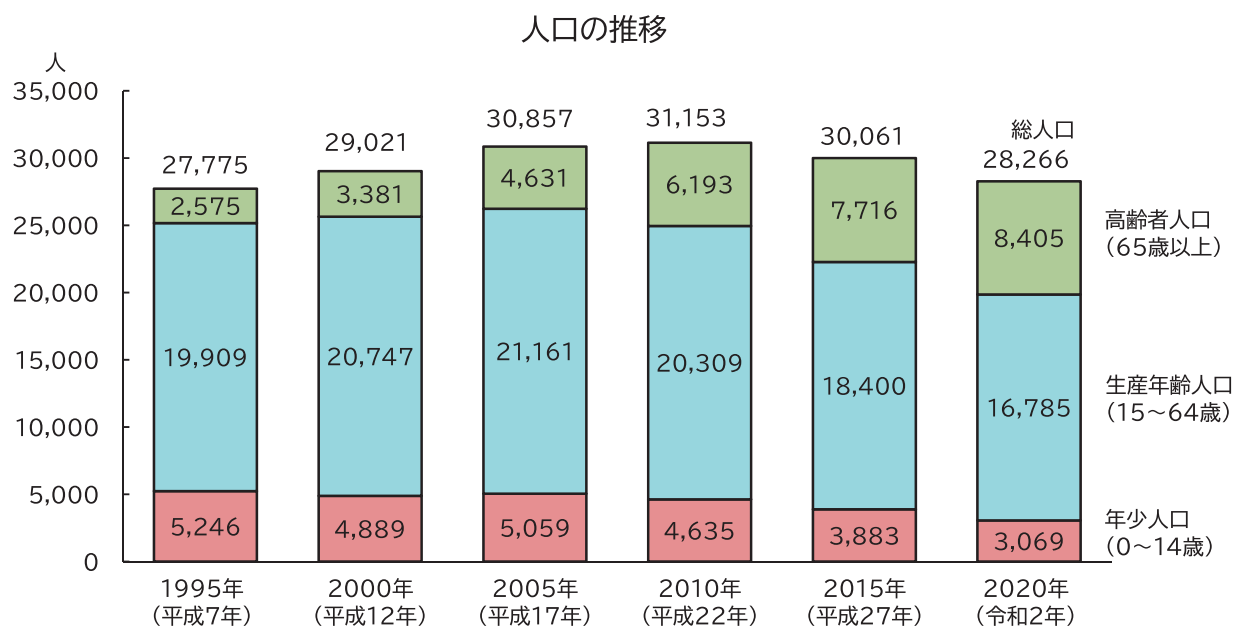
③人口・世帯

●総人口

2020年（令和2年）の国勢調査の人口は28,266人であり、10年前と比べ2,887人減少しています。

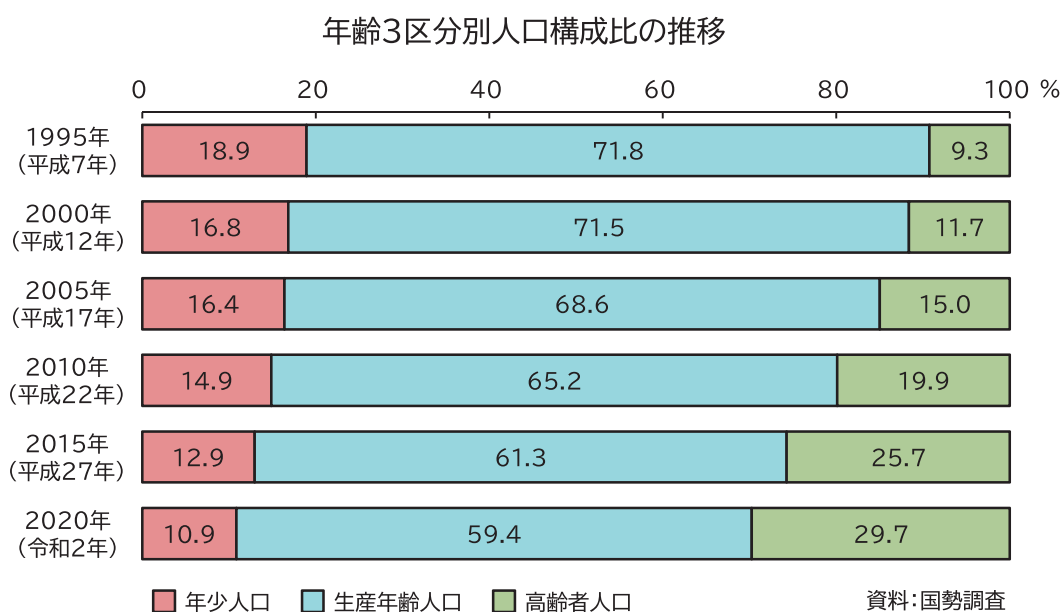
●年齢3区分別人口

2020年（令和2年）の年齢3区分別人口は、0～14歳の年少人口3,069人、10.9%ですが、10年前から1,566人の減少、15～64歳の生産年齢人口は16,785人、59.4%、10年前から3,524人の減少となっています。65歳以上の高齢者人口は8,405人、29.7%、10年前から2,212人の増加となっています。



注：総人口には年齢不詳を含むため、人口構成の総数とは一致しない。

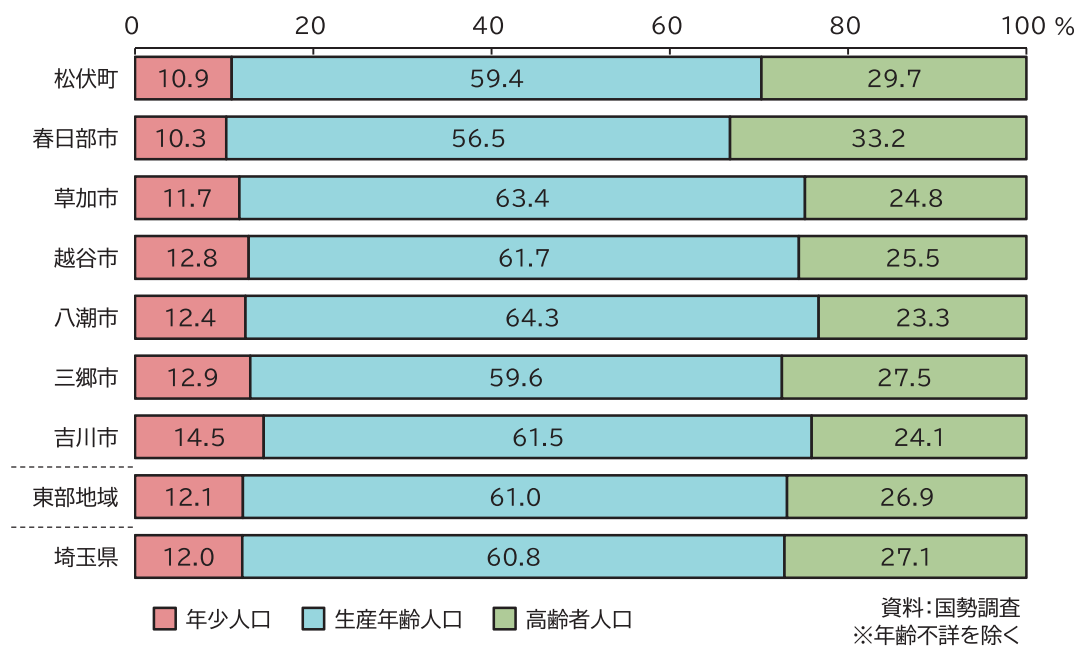
資料：国勢調査



資料：国勢調査

2020年（令和2年）の年齢3区分別人口の比率を近隣の市と比べると、0～14歳の年少人口10.9%、15～64歳の生産年齢人口59.4%は、ともに春日部市に次いで低くなっています。

年齢3区分別人口構成比の比較(2020年(令和2年))

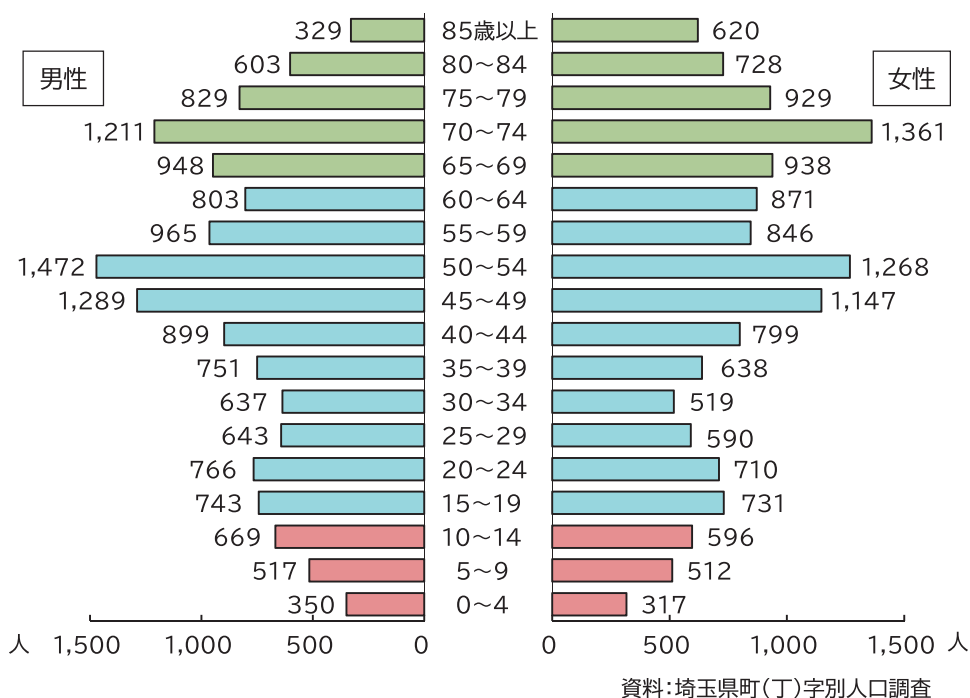


東部地域：春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町からなる。

●年齢5歳階級別人口

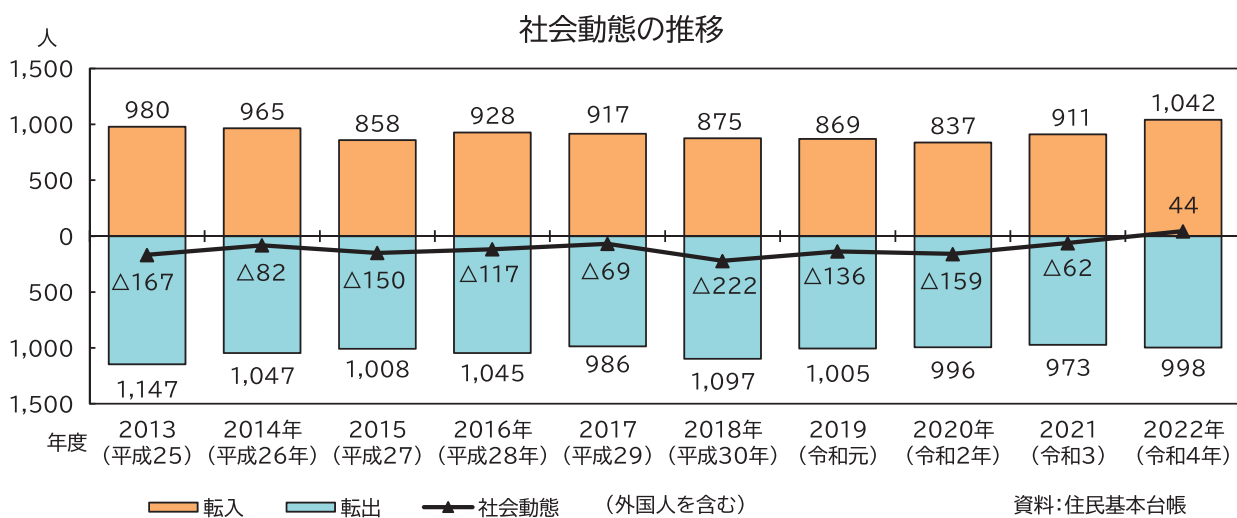
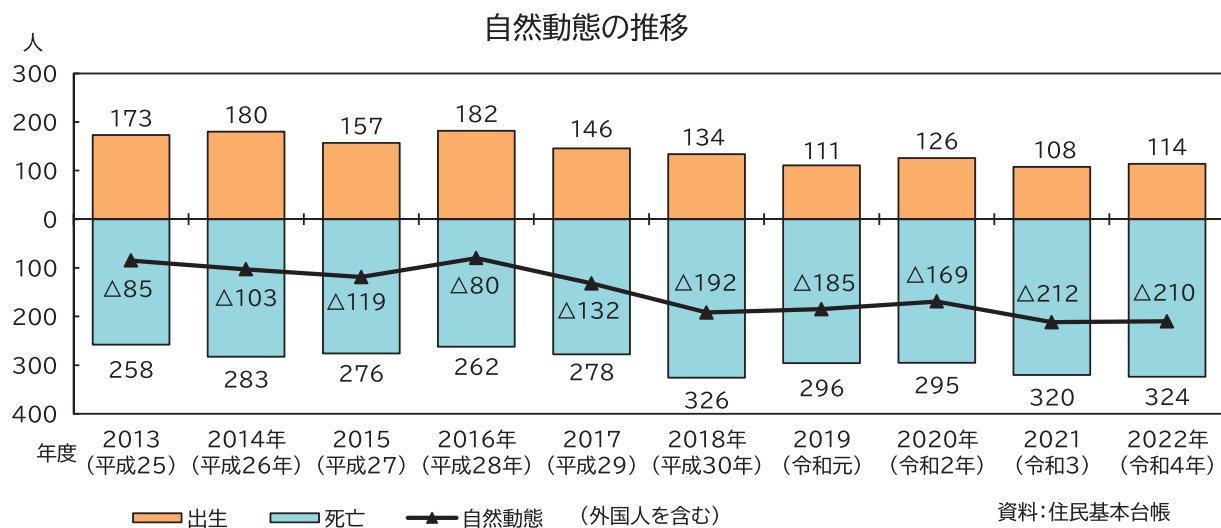
2022年（令和4年）の年齢5歳階級別人口は、男性、女性とも45～49歳、50～54歳、70～74歳の年齢層が多くなっています。

年齢5歳階級別人口(2022年(令和4年)1月1日現在)



●人口動態

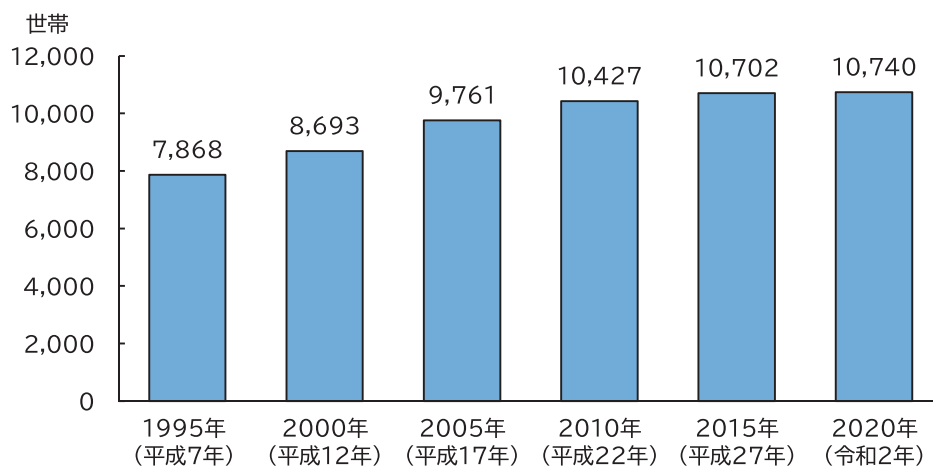
出生は、この10年間減少傾向にあり、2022年度（令和4年度）は114人となっています。転入・転出については、転出が転入を上回る推移が続いていましたが、2022年度（令和4年度）は転入が転出を上回っています。



●世帯数

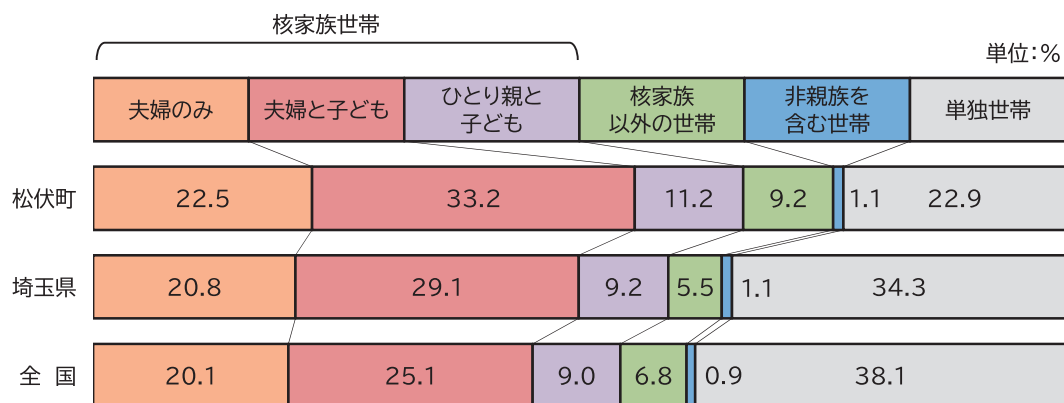
世帯数は、増加が続いています。2020年（令和2年）国勢調査の世帯数は10,740世帯。夫婦と子ども世帯が33.2%と県平均（29.1%）や全国平均（25.1%）を大きく上回ります。

世帯の推移



資料:国勢調査

一般世帯の構成比(2020 年(令和2年))

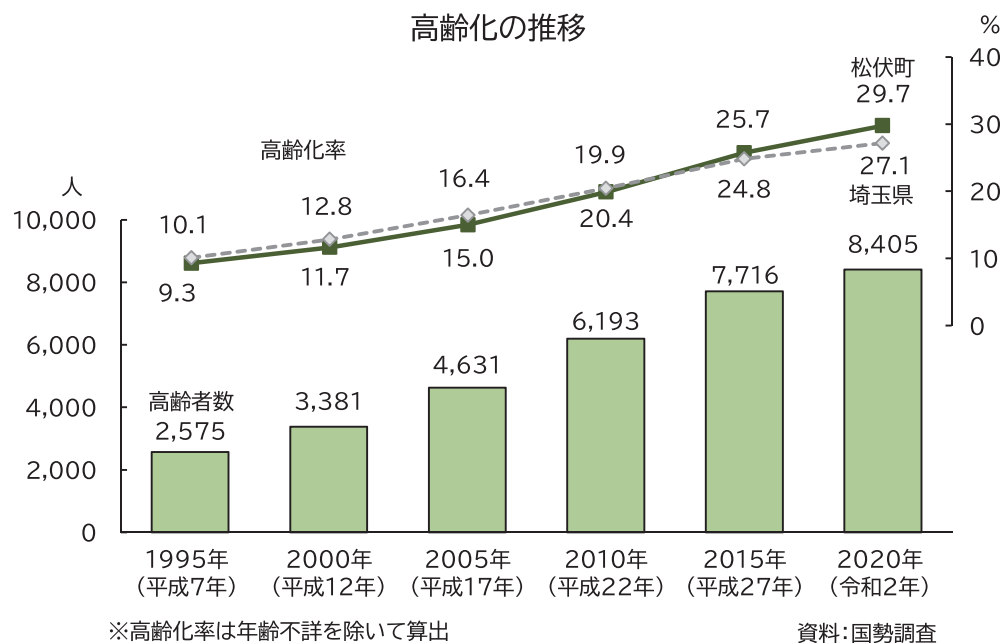


※世帯の家族類型不詳を除く

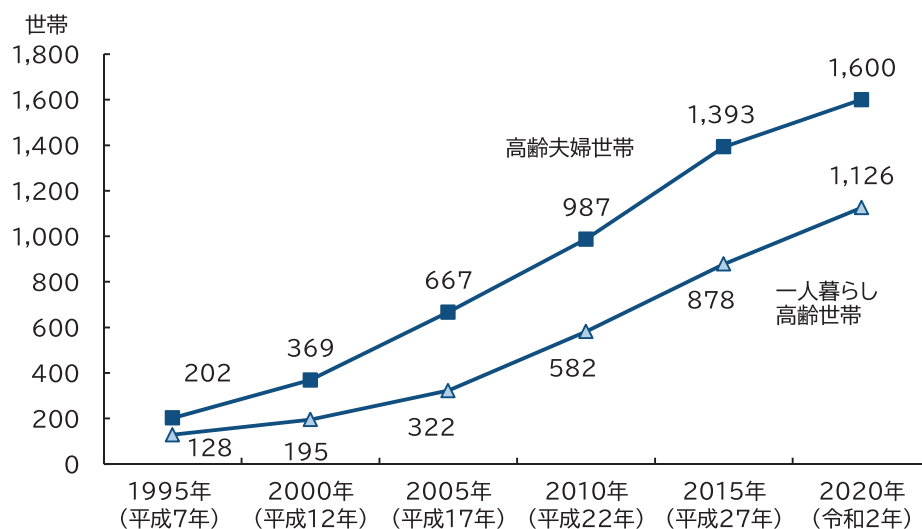
資料:国勢調査

●高齢化と高齢世帯

高齢者数は増加を続け、2020年（令和2年）の国勢調査で高齢化率29.7%は県平均（27.1%）を上回ります。また、高齢者のみの世帯も増加しています。



高齢夫婦世帯・高齢単身世帯の推移



高齢夫婦世帯: 夫が65歳以上の妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
一人暮らし高齢世帯: 65歳以上の者1人のみの一般世帯

資料: 国勢調査

④広域流動

2020年（令和2年）の国勢調査の昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は79.5%で、近隣の市と比べて最も低くなっています。

昼夜間人口比率

単位：人、%

	2015年(平成27年) ①			2020年(令和2年) ②			昼夜間人口比率の差②－①
	常住人口 (夜間人口)	昼間人口	昼夜間 人口比率	常住人口 (夜間人口)	昼間人口	昼夜間 人口比率	
松伏町	30,061	23,406	77.9	28,266	22,461	79.5	1.6
春日部市	232,709	192,794	82.8	229,792	196,819	85.7	2.8
草加市	247,034	207,551	84.0	248,304	210,429	84.7	0.7
越谷市	337,498	294,715	87.3	341,621	298,114	87.3	△ 0.1
八潮市	86,717	83,432	96.2	93,363	87,711	93.9	△ 2.3
三郷市	136,521	120,735	88.4	142,145	128,520	90.4	2.0
吉川市	69,738	55,857	80.1	71,979	59,025	82.0	1.9
埼玉県	7,266,534	6,456,452	88.9	7,344,765	6,581,578	89.6	0.8

資料：国勢調査

2020年（令和2年）の国勢調査における町外への通勤流出率（通勤流出者／常住地による就業者）は68.0%で、7割近くが町外で就業しています。町内で働く人（従業地による就業者）は2005年（平成17年）をピークに減少しています。

通勤流入率の推移

単位：人、%

	通勤流入者	従業地による 就業者 ※1	通勤流入率	通勤流出者	常住地による 就業者 ※2	通勤流出率
2000年(平成12年)	3,879	9,111	42.6	9,281	14,513	63.9
2005年(平成17年)	4,302	9,502	45.3	10,244	15,444	66.3
2010年(平成22年)	3,983	9,094	43.8	10,378	14,975	69.3
2015年(平成27年)	4,111	8,970	45.8	9,965	14,709	67.7
2020年(令和2年)	4,007	8,800	45.5	9,437	13,871	68.0

※1 常住地を問わず松伏町で就業している人

※2 松伏町に常住して町外で就業している人

資料：国勢調査

2020年（令和2年）の国勢調査における町外への通勤者の流出先は、越谷市が最も多く、次いで東京都、吉川市となっています。町内への通勤者の流入先は越谷市、春日部市、吉川市の順となっています。

通勤流入(2020年(令和2年))

単位：人

流入先	通勤流入者	流出先	通勤流出者
県内	3,365	県内	6,340
越谷市	1,427	越谷市	2,486
春日部市	784	吉川市	1,085
吉川市	441	春日部市	542
さいたま市	120	さいたま市	509
草加市	119	草加市	430
三郷市	107	三郷市	411
その他	367	その他	877
他県	642	他県	2,738
東京都	129	東京都	1,709
千葉県	438	千葉県	798
その他	75	その他	231
－	－	不詳	359
合計	4,007	合計	9,437

資料：国勢調査

⑤就業人口

総就業者数、第3次産業の就業者数は2005年（平成17年）をピークに減少に転じています。また、第1次産業は増減を繰り返し、第2次産業は減少を続けています。

産業別就業者数の推移

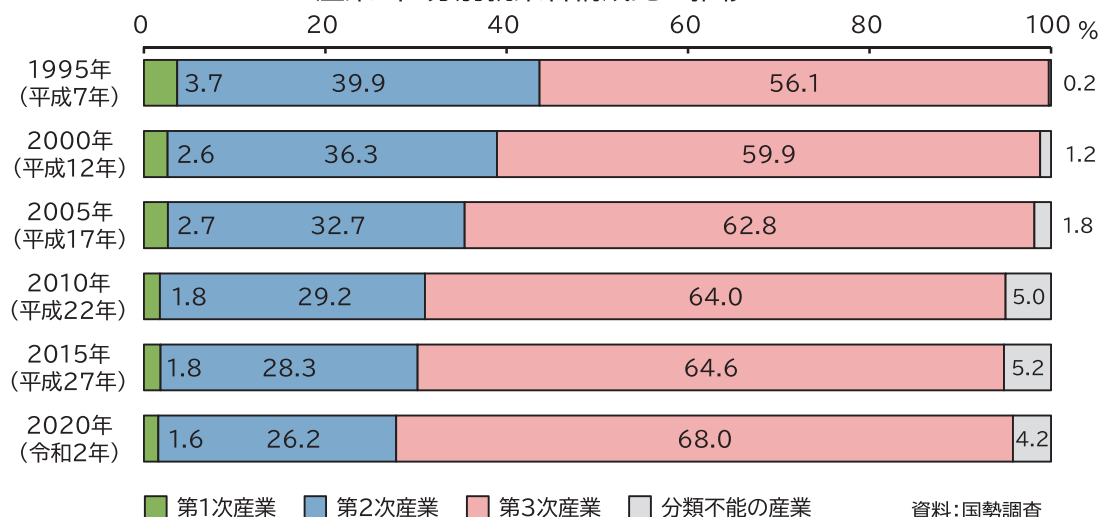
単位：人

	総就業者数	増減数	第1次産業	増減数	第2次産業	増減数	第3次産業	増減数	分類不能
1995年(平成7年)	14,009	—	517	—	5,594	—	7,863	—	35
2000年(平成12年)	14,513	504	379	△138	5,269	△325	8,690	827	175
2005年(平成17年)	15,444	931	413	34	5,047	△222	9,699	1,009	285
2010年(平成22年)	14,975	△469	268	△145	4,374	△673	9,581	△118	752
2015年(平成27年)	14,709	△266	272	4	4,169	△205	9,502	△79	766
2020年(令和2年)	13,871	△838	223	△49	3,634	△535	9,431	△71	583

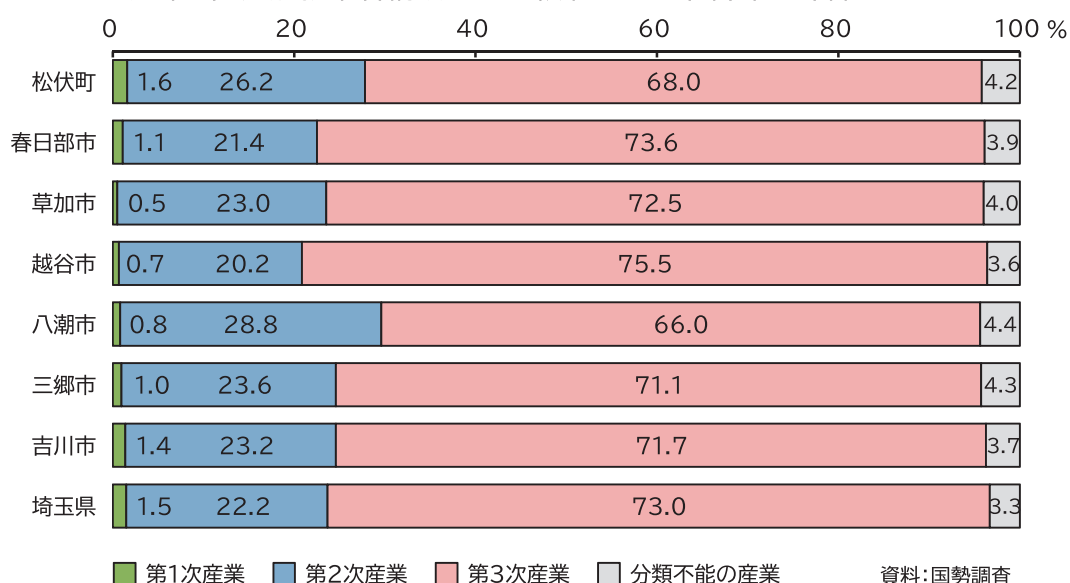
資料：国勢調査

産業3区分別就業者構成比は、第1次産業、第2次産業の減少、第3次産業の増加となっています。

産業3区分別就業者構成比の推移



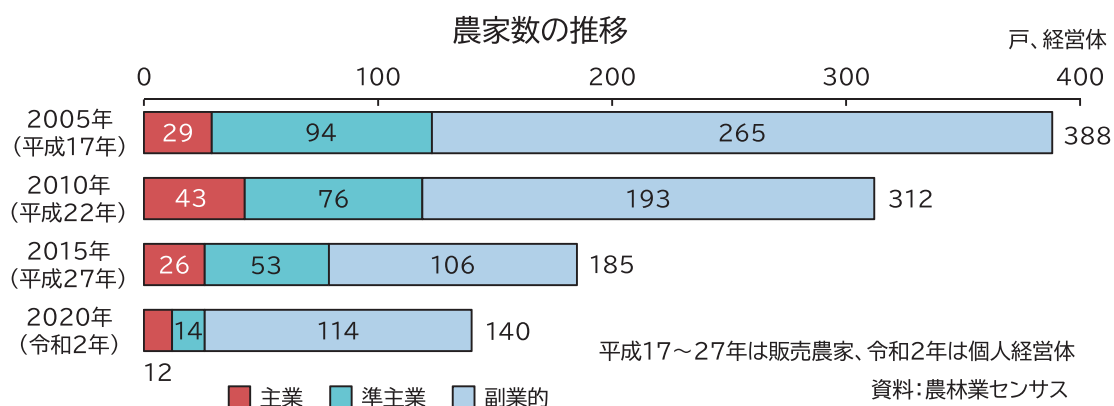
産業3区分別就業者構成比の比較(2020年(令和2年))



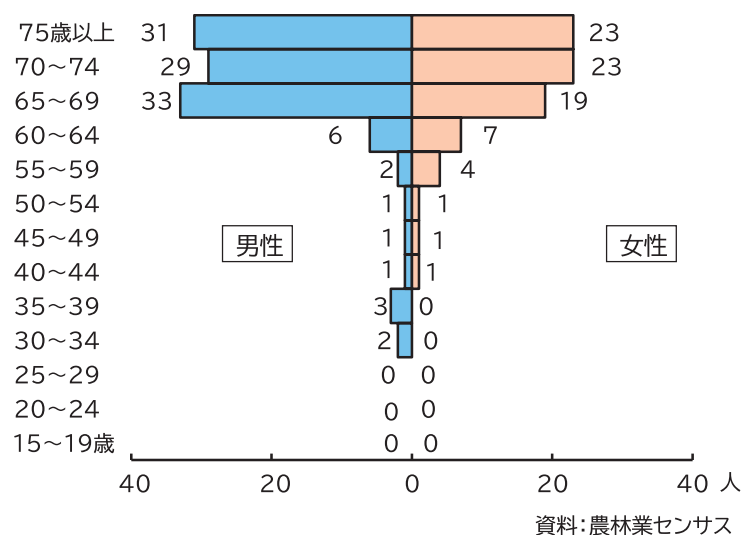
⑥産業

●農業

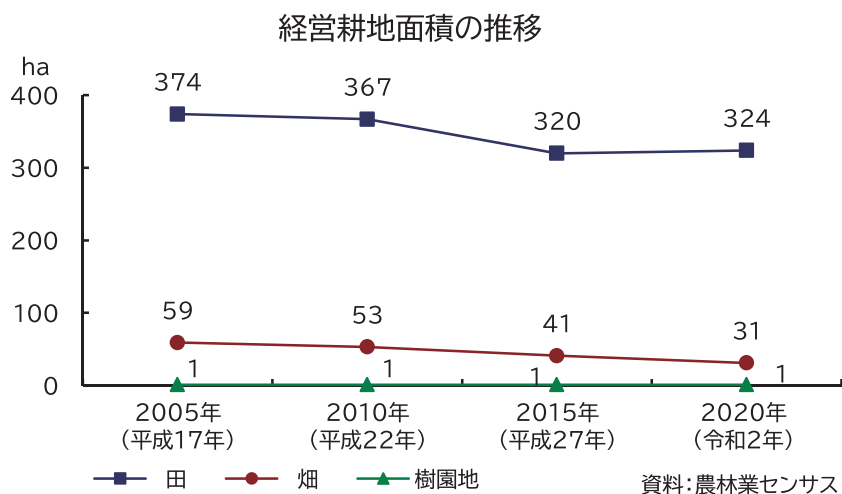
農家数は減少を続けており、2020年（令和2年）の個人経営体の農家は140経営体、そのうち主業はわずか12経営体、準主業は14経営体であり、多くは副業的となっています。担い手である基幹的農業従事者の約9割が60歳以上となっています。



基幹的農業従事者数〈個人経営体〉(2020年(令和2年))



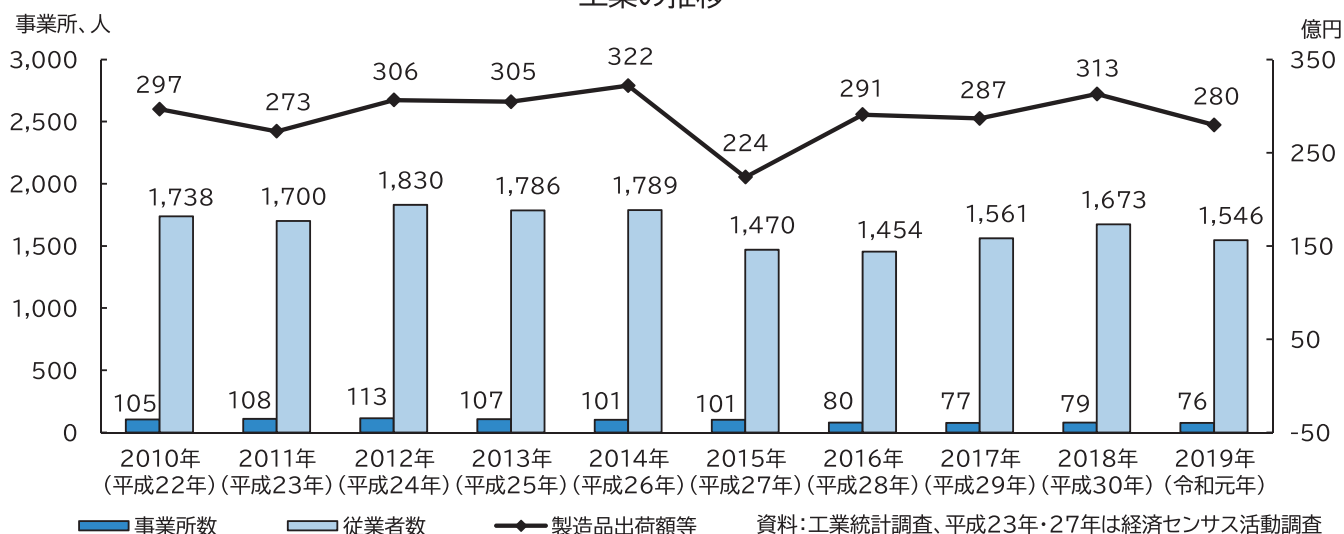
経営耕地面積は、2005年（平成17年）から2020年（令和2年）で2割近い減少ですが、中でも畑は5割近い減少です。



●工業

この10年間の推移は、事業所数及び従業者数は減少ですが、製造品出荷額等は、ほぼ横這いです。

工業の推移



※事業所数・従業者数は2016年(平成28年)以降は翌年6月1日現在、平成23年は翌年2月1日現在、その他の年次は同年12月31日現在

工業指標

	松伏町	埼玉県	松伏町／埼玉県(%)
事業所数(事業所)	76	10,490	0.7
従業者数(人)	1,546	389,487	0.4
製造品出荷額等(万円)	2,796,459	1,375,816,504	0.2
付加価値額(万円)	1,002,186	475,608,633	0.2
事業所1カ所当たり			松伏町一埼玉県
従業者数(人)	20.3	37.1	△ 16.8
製造品出荷額等(万円)	36,795.5	131,155.1	△ 94,359.5
付加価値額(万円)	13,186.7	45,339.2	△ 32,152.6
従業者1人当たり			
出荷額等(万円)	1,808.8	3,532.4	△ 1,723.5
付加価値額(万円)	648.2	1,221.1	△ 572.9

事業所数、従業者数は2020年(令和2年)6月1日現在、
製造品出荷額等、付加価値額は2019年(令和元年)1～12月の実績

資料：工業統計調査

業種構成は、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額いずれも「食料品」が最も多く、次いで差があり「金属製品」、「プラスチック製品」と続きます。

業種別工業の状況

	事業所数	構成比	従業者数	構成比	製造品 出荷額等	構成比	付加価値額	構成比
	事業所	%	人	%	万円	%	万円	%
総数	76	100.0	1,546	100.0	2,796,459	100.0	1,002,186	100.0
食料品	9	11.8	635	41.1	1,362,904	48.7	380,522	38.0
飲料・たばこ・飼料	1	1.3	9	0.6	X	X	X	X
繊維	-	-	-	-	-	-	-	-
木材・木製品(家具を除く)	1	1.3	15	1.0	X	X	X	X
家具・装備品	1	1.3	13	0.8	X	X	X	X
パルプ・紙・紙加工品	3	3.9	25	1.6	54,504	1.9	19,128	1.9
印刷・同関連	5	6.6	128	8.3	249,723	8.9	117,067	11.7
化学	1	1.3	18	1.2	X	X	X	X
石油製品・石炭製品	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製品	13	17.1	191	12.4	296,737	10.6	115,140	11.5
ゴム製品	1	1.3	21	1.4	X	X	X	X
なめし革・同製品・毛皮	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄鋼	1	1.3	15	1.0	X	X	X	X
非鉄金属	1	1.3	6	0.4	X	X	X	X
金属製品	20	26.3	253	16.4	373,955	13.4	183,342	18.3
はん用機械器具	1	1.3	12	0.8	X	X	X	X
生産用機械器具	7	9.2	76	4.9	79,662	2.8	43,247	4.3
業務用機械器具	1	1.3	9	0.6	X	X	X	X
電子部品・デバイス・電子回路	1	1.3	4	0.3	X	X	X	X
電気機械器具	3	3.9	25	1.6	19,086	0.7	8,308	0.8
情報通信機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具	2	2.6	33	2.1	X	X	X	X
その他の製造業	4	5.3	58	3.8	85,387	3.1	39,982	4.0

事業所数、従業者数は2020年(令和2年)6月1日現在、

製造品出荷額等、付加価値額は2019年(令和元年)1～12月の実績

×は報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所

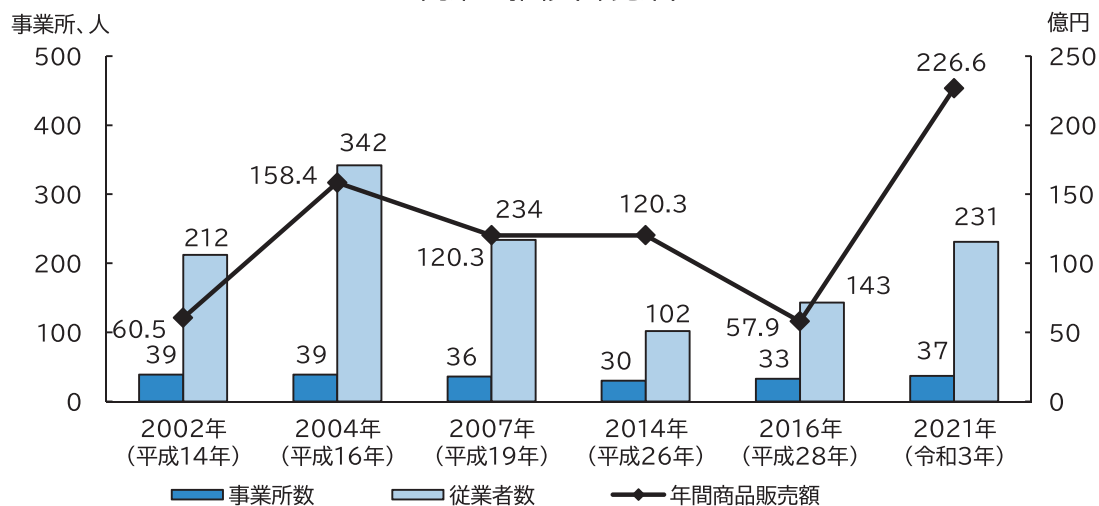
資料：工業統計調査

●商業

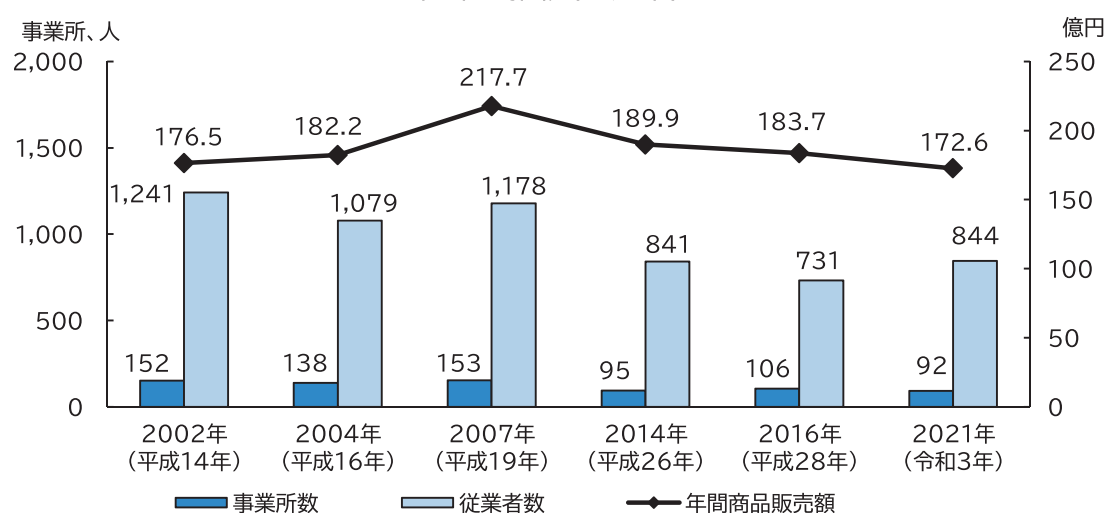
卸売業は、事業所数、従業者数、年間商品販売額とも2016年（平成28年）までは減少傾向にありましたが、2021年（令和3年）には増加となっています。

小売業は、事業所数、従業者数は減少していますが、年間商品販売額は横這いで推移しています。

商業の推移〈卸売業〉



商業の推移〈小売業〉



※2007年(平成19年)以降は、日本標準産業分類の大幅改定の影響や、「商業統計調査」と「経済センサス活動調査」の集計対象範囲の違いなどから、単純に調査年間(表示年)の比較が行えない。

(3) 町民意向調査

①調査の目的

本調査は、町民生活の現状、行政に対する要望及び評価、町民のまちづくりに対する意識などを的確に把握し、「松伏町第6次総合振興計画」の策定に資する資料を収集することを目的として実施しました。

②調査方法

	調査対象	対象者数	抽出方法	調査方法	調査期間
町民意識調査	満 18 歳以上の町民	1,500 人	無作為抽出	郵送・Web	2022年(令和4年)7月1日～8月10日 (WEBは7月25日まで)
転入者対象アンケート調査	2021年(令和3年)3月1日～2022年(令和4年)4月30日までに松伏町に転入・転出した町民	682 人	全数	郵送	2022年(令和4年)7月1日～7月25日
転出者対象アンケート調査		841 人		郵送	
中学生・高校生アンケート調査	松伏町の学校に通う中学 2・3 年生・高校生	1,033 人		学校を通じた配布・回収	2022年(令和4年)7月5日～7月20日
子育て世帯アンケート調査	松伏町の学校に通う小学生・中学生の保護者	1,724 人			

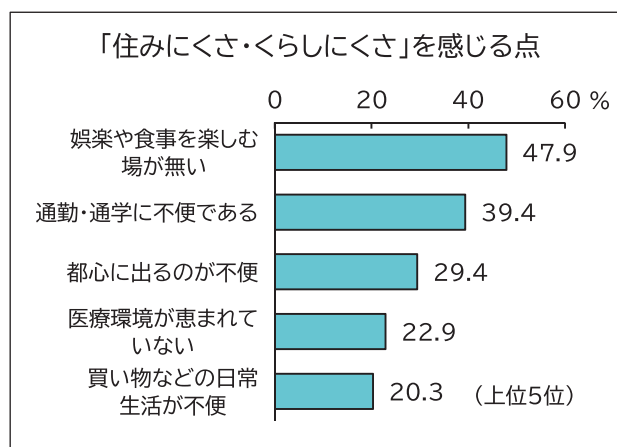
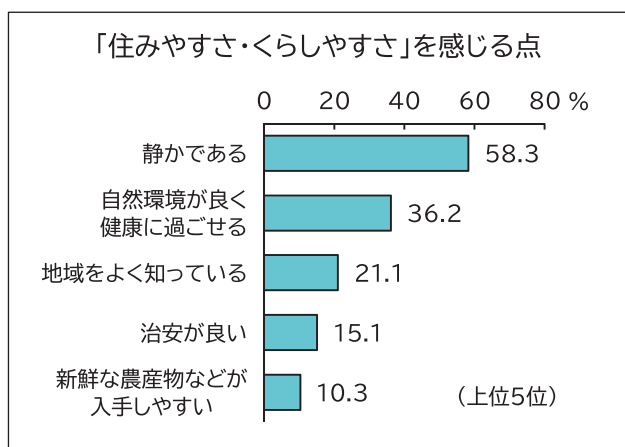
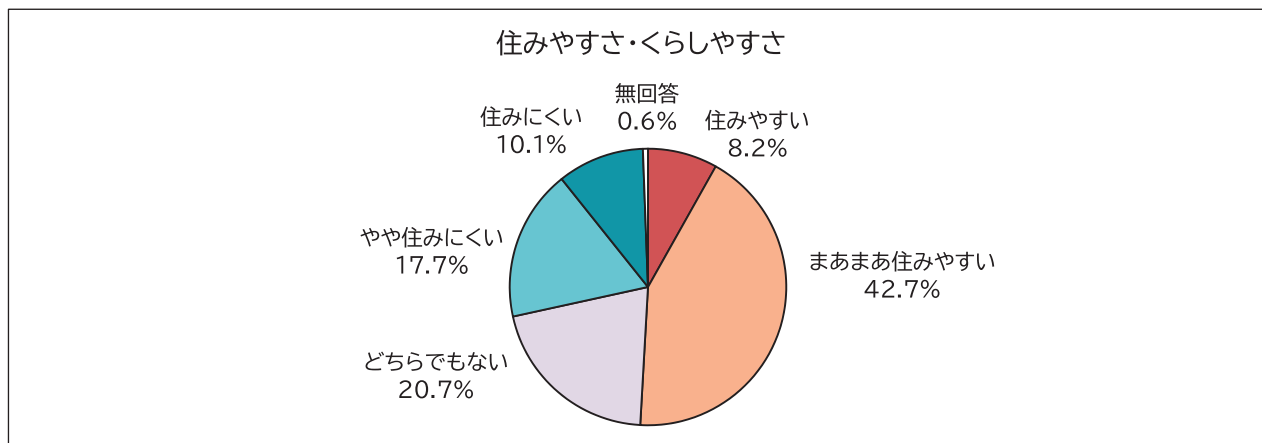
③回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
町民意識調査	1,500	503(内 Web:182)	33.53%
転入者対象アンケート調査	682	194	28.44%
転出者対象アンケート調査	841	236	28.06%
中学生・高校生アンケート調査	1,033	865	83.73%
子育て世帯アンケート調査	1,724	982	56.96%
合計	5,780	2,780	48.09%

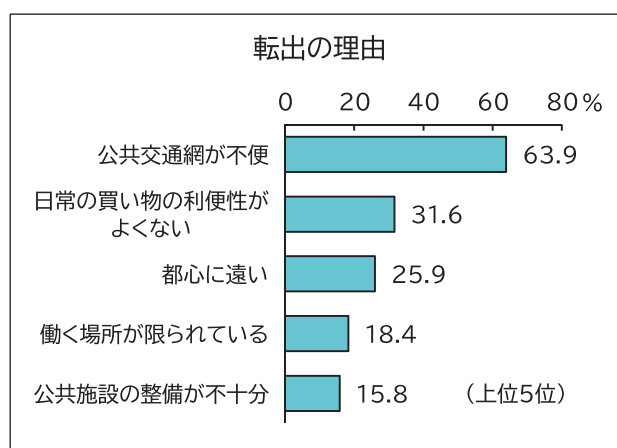
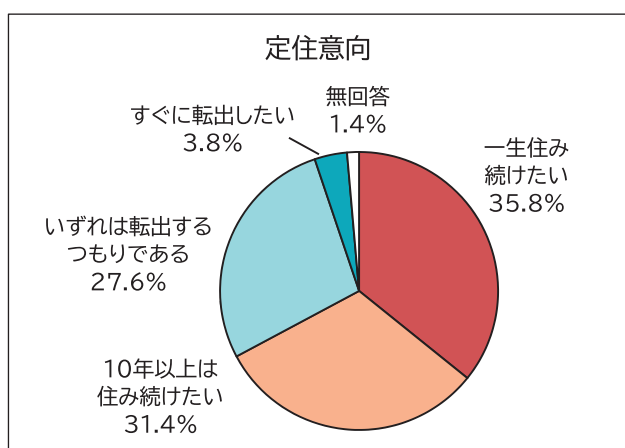
④主な回答結果

ア. 町民意識調査

●住みやすさ、くらしやすさ



●定住意向と転出理由



●満足・不満に思う施策

「満足」と「やや満足」を合わせた「満足に思う施策」は「(24)公園の整備、緑化の推進」、「(20)町らしさを活かした景観づくり」、「(21)安全で快適な道路環境の整備」、「(28)防災・消防・救急体制」、「(23)下水道・浄化槽などの生活排水処理整備」と続きます。

「やや不満」と「不満」を合わせた「不満に思う施策」は「(22)充実した公共交通網の整備」、「(1)町の人口減少に対する取組」、「(21)安全で快適な道路環境の整備」、「(18)道の駅など観光振興への取組」、「(31)公共施設の整備」と続きます。

●重要だと思う施策

「重要」と「やや重要」を合わせた「重要だと思う施策」は「(22)充実した公共交通網の整備」、「(1)町の人口減少に対する取組」、「(21)安全で快適な道路環境の整備」、「(3)子どもが健全に育つ環境の整備」、「(4)子どもが学習しやすい教育環境」と続きます。

単位: %

施策	満足	不満	重要
(1)町の人口減少に対する取組	4.4	② 45.3	② 68.2
(2)子育てのための支援・相談体制	9.1	27.8	63.0
(3)子どもが健全に育つ環境の整備	12.5	25.8	④ 65.8
(4)子どもが学習しやすい教育環境	10.9	27.4	⑤ 63.2
(5)健康づくりの推進体制	12.9	20.9	48.7
(6)あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備	10.7	29.6	61.6
(7)高齢者への支援、相談体制	10.1	25.4	55.1
(8)障がい者への支援、相談体制	9.1	21.1	52.7
(9)国民健康保険などの社会保障	7.2	22.9	54.7
(10)人権に関する啓発や学習の機会	3.4	15.9	25.4
(11)男女共同参画社会に関する啓発や学習の機会	2.6	14.5	23.1
(12)町の活動に直接参加できる機会	4.6	15.5	21.1
(13)自治会活動などの地域で活動する組織を支援する取組	4.8	18.9	22.9
(14)スポーツ・芸術・文化活動の推進	10.7	17.3	29.0
(15)農業振興の取組	6.4	15.7	37.0
(16)商工業振興の取組	4.8	19.7	40.6
(17)雇用の促進と勤労者の支援	3.4	29.8	49.7
(18)道の駅など観光振興への取組	5.6	④ 37.8	41.7
(19)企業誘致の推進	8.7	30.2	47.9
(20)町らしさを活かした景観づくり	② 17.5	24.5	43.7
(21)安全で快適な道路環境の整備	③ 13.9	③ 40.2	③ 67.4
(22)充実した公共交通網の整備	5.0	① 62.4	① 73.8
(23)下水道・浄化槽などの生活排水処理整備	⑤ 13.3	31.6	60.6
(24)公園の整備、緑化の推進	① 27.6	20.3	50.5
(25)環境問題への取組	10.1	15.7	47.7
(26)ごみの減量化や再資源に関する取組	12.9	16.7	49.5
(27)交通安全・防犯体制	12.3	21.9	60.6
(28)防災・消防・救急体制	④ 13.7	18.5	60.2
(29)消費者からの相談体制の充実	5.2	11.7	31.6
(30)行政サービスの向上	7.8	25.0	49.9
(31)公共施設の整備	9.7	⑤ 32.0	53.7
(32)DXの推進	4.8	29.2	47.5
平均	9.2	25.4	49.0

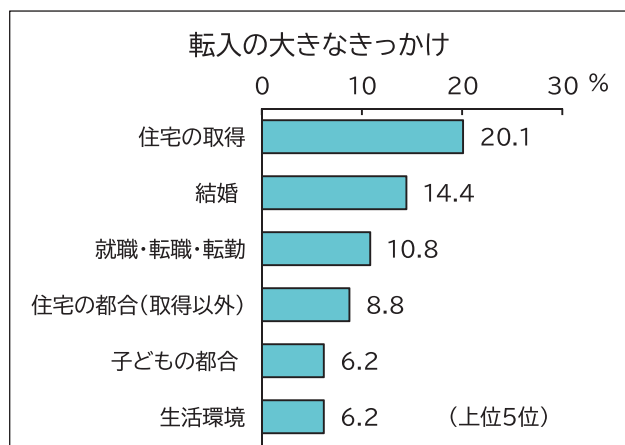
満足:「満足」+「やや満足」

不満:「やや不満」+「不満」

重要:「重要」+「やや重要」

イ. 転入者対象アンケート調査

●転入の理由



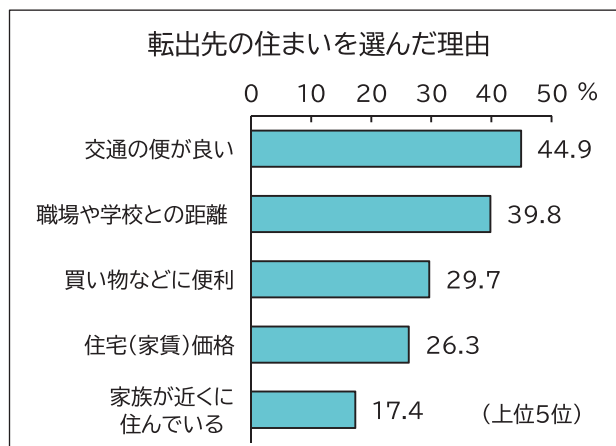
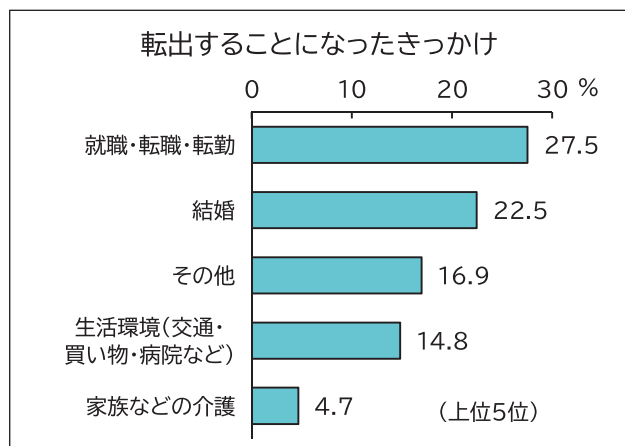
●転入する前後の居住形態

転居する前後の居住形態 単位: %

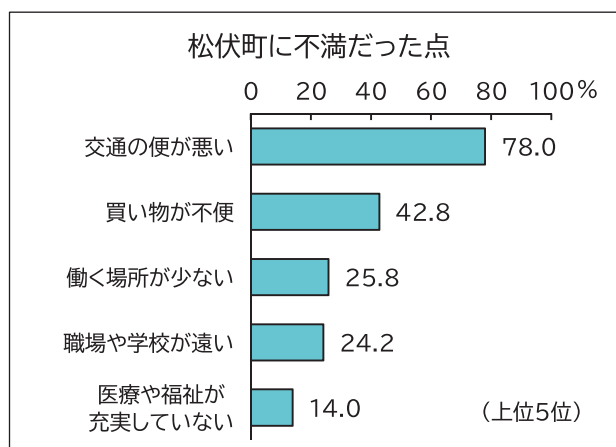
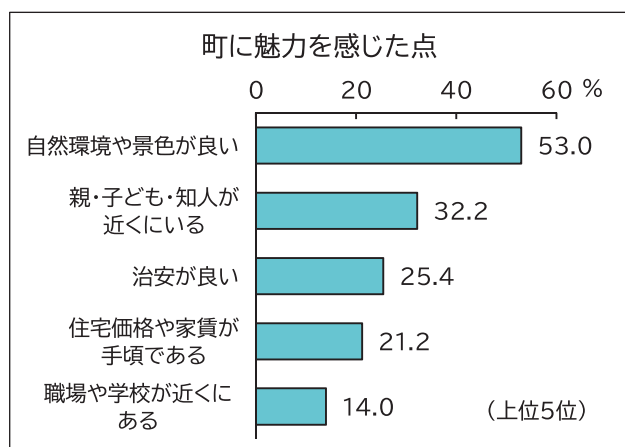
	転入前	転入後
戸建ての持ち家	26.3	65.5
集合住宅(マンション等)の持ち家	3.1	0.0
戸建ての賃貸	3.6	5.7
集合住宅(マンション等)の賃貸	58.2	18.6
社宅	4.1	0.0
介護・福祉施設	0.5	1.5
その他	2.6	3.6

ウ. 転出者対象アンケート調査

●転出理由と転出先を選んだ理由

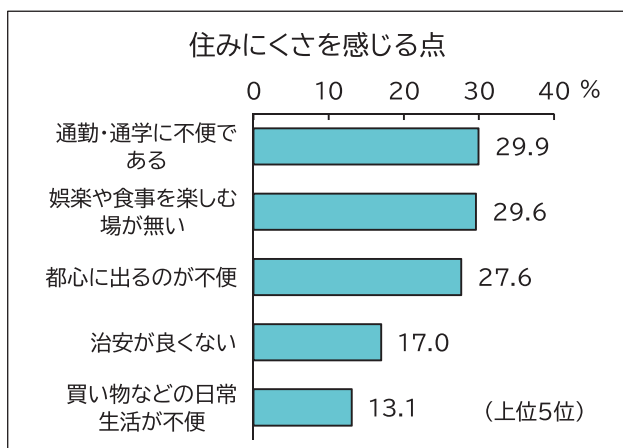


●町に魅力を感じた点と不満だった点

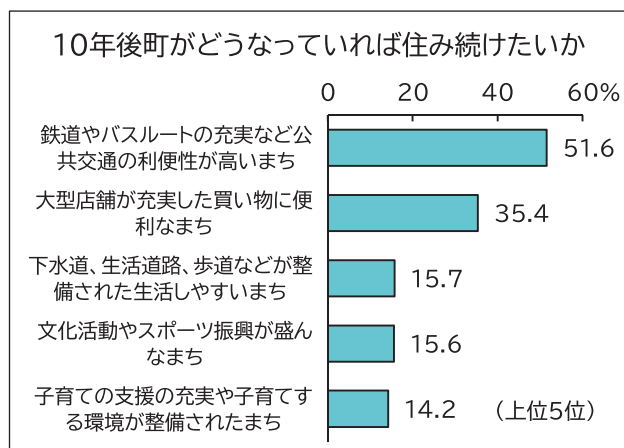


エ. 中学生・高校生アンケート調査

●住みにくさを感じる点

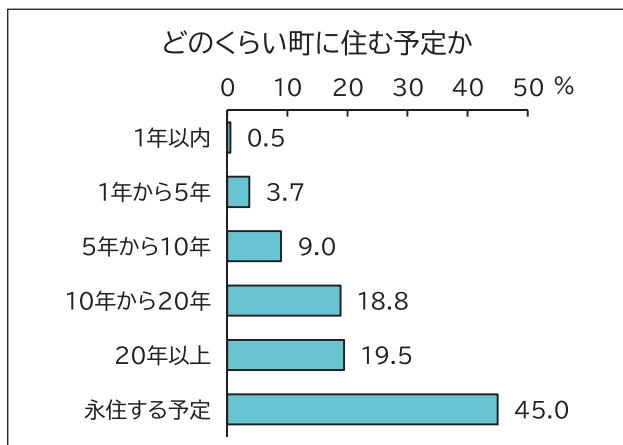


●10年後の町に望むこと

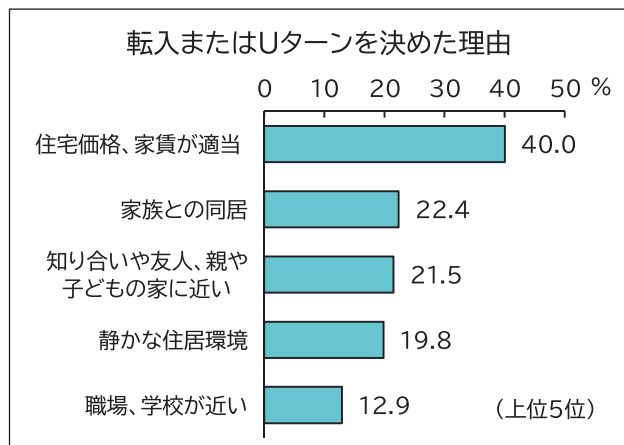


オ. 子育て世帯アンケート調査

●どのくらい町に住む予定か



●転入またはUターンを決めた理由



(4) 高校生まちづくりワークショップ

①目的

第6次総合振興計画策定にあたり、「ずっと住みたい！と思える松伏町とは？」をテーマに、町内に居住または在学の高校生によるワークショップを実施しました。

②日時・場所・参加人数

	日時	会場	参加人数
第1回	2022年(令和4年) 7月28日(木) 13:00~17:00	松伏町役場	9人
第2回	2022年(令和4年) 8月4日(木) 13:00~17:00		

③主な意見

- ・人を呼び込む

教育を充実させ生徒がやりたいことができる学校を作る、農業連携の老若男女楽しめるイベントを行う

- ・住み続けられるために

娯楽施設を呼び込む、バス路線の充実、歩道・自転車道の整備

- ・働ける場所

企業誘致、農地集約により農業法人の設立などによる雇用を生み出す

- ・自然豊か、豊かな自然景観、ポイ捨てのない町



(5) 地区別町民懇話会

①目的

第6次総合振興計画策定にあたり、幅広く町民の意見・要望を聴取し、施策などに反映させることを目的とし、第6次総合振興計画策定に係る町民懇話会を地区別に実施しました。

②日時・場所・参加人数

	対 象 地 区	日 時	会 場	参加人数
①	金杉・築比地・魚沼	2023年(令和5年)1月20日(金) 19:00～21:00	北部サービスセンター	28人
②	田中・松伏中部・ 松伏西部	2023年(令和5年)1月23日(月) 19:00～21:00	役場第二庁舎 301会議室	18人
③	上赤岩・下赤岩	2023年(令和5年)1月25日(水) 19:00～21:00	多世代交流学習館	10人
④	松葉・松伏東部 ゆめみ野・田島	2023年(令和5年)1月31日(火) 19:00～21:00	中央公民館 201・202研修室	29人
⑤	大川戸	2023年(令和5年)2月2日(木) 19:00～21:00	県営まつぶし緑の丘 公園レクチャーホール	22人
⑥	全地域	2023年(令和5年)2月5日(日) 14:00～16:00	役場本庁舎 201会議室	32人
合 計				139人

③主な意見

項 目
子育て家庭への支援
学校教育の充実
健康づくりの推進
協働によるまちづくり
地域コミュニティの推進
農業の振興
商工業の振興
地域特性に即したまちづくりの推進
道路網の整備
公共交通の整備
水と緑のネットワークの形成
環境の保全・創造
総合的なごみ処理の推進
交通安全・防犯体制の充実
防災・消防・緊急対策の充実
行政運営の改革
計画策定



県営まつぶし緑の丘公園レクチャーホール



北部サービスセンター



役場本庁舎 201会議室



役場第二庁舎 301会議室



中央公民館 201・202研修室



多世代交流学習館

3. 今後のまちづくりの主な課題

(1) こども・子育て支援の充実

全てのこどもが、ひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境などに関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023年度（令和5年度）からこども基本法が施行されました。

本町においても町民意識調査や町民懇話会において、「子育て支援の充実」、「働きながら結婚し、子育てできる環境の整備」など、子育てに関連する施策が重要であるという意見が多く挙げられています。

今後、子育てサービスや相談体制の充実、子育て家庭の負担軽減、地域における子育て支援など、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において切れ目のないこども・子育て支援の充実が必要となります。

(2) 質の高い学校教育の推進

町民意識調査や町民懇話会において「子どもが健全に育つ環境の整備」、「子どもが学習しやすい教育環境」など教育に関連する施策が上位に挙げられています。

本町では、これまでに取り組んできた生きる力をはぐくむ教育、教育環境の充実、地域との連携において、今後、急速に進むグローバル化、AIなどの革新技術の普及への対応や個に応じた教育推進、ICTを活用した多様な学び、誰一人取り残さない地域ではぐくむ環境づくりなど、これまで以上に質の高い学校教育の推進が必要となります。

(3) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

町民意識調査や町民懇話会において、「健康・福祉サービスの充実」、「健康づくりの推進」など、健康や福祉に関連する施策が上位に挙げられています。

本町においても高齢化率の急速な上昇に伴い、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加しつつあります。これにより、人と人とのつながりが希薄になり、事態が深刻化・複合化するケースが増えています。

そこで、複雑化する問題に対応するため地域住民や行政が主体となって参画し、人と資源が世代や分野を超えつながることで、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が必要となります。

(4) 多様な価値観で誰もが自分らしく生きられるまちづくり

本町では、2004年（平成16年）4月1日に「松伏町男女共同参画推進条例」を制定し、男女が平等で自分らしく生きられ、共に活かしあえるまちをめざして取り組んでいます。町民懇話会においても、女性の活躍推進に関する意見・提言が多数寄せられています。

また、近年においては、LGBTQなどの性的指向や性自認に関する課題やさまざまな人種が混在する多文化共生についても重要視されてきており、価値観が多様になってきている現代社会において、今後、お互いを認め合い誰もが自分らしく生きられるまちづくりが必要となります。

(5) 協働によるまちづくり

地方分権が進み、これまで行政が担っていた公共サービスなどにおいて町民と行政が連携し、互いの役割を自覚・尊重しながら協働して取り組んでいくことが求められています。

本町においてもさまざまな問題に対して行政だけで解決することが難しくなっており、今後、協働の担い手を育成するとともに企業や団体、町民と行政が連携して、より大きな力を発揮できるような協働の仕組みづくりを構築していくことが必要です。

(6) 誰もが学び、生きがいをはぐくむ環境づくり

町民意識調査において、「文化、芸術、スポーツなどの生涯学習」が参加したい活動の上位に挙げられ、町民懇話会においても「スポーツ・文化活動」について意見が挙げられるなど、スポーツ・生涯学習・文化・芸術に関連する施策が求められています。

これまでの音楽によるまちづくりやスポーツ振興などの取り組みを継続するとともに、今後はさらなるスポーツ・生涯学習・文化・芸術の施策の充実を図り、こどもから高齢者まで、年齢問わず誰もが生涯にわたり、学び活躍できる環境づくりが必要となります。

(7) 企業誘致による職住近接の環境整備

本町でも新型コロナウイルスの影響により、テレワークの在宅勤務が増え、サテライトオフィスなど職住近接のニーズの高まりがみられます。また、本町では、約7割の人が町外に就職しており、転出者調査では、不満として「働く場所が少ない」「職場や学校が遠い」などが挙げられています。

今後も（都）東埼玉道路と（都）浦和野田線の結節点付近の土地利用は引き続き推進しつつ、主に（都）東埼玉道路の整備に伴い、商工業の活性化、職住近接の環境整備、税収面、乱開発の防止などの観点から、企業誘致による職住近接のまちづくりを進めていく必要があります。

（８）公共交通の利便性の向上

町民意識調査や町民懇話会において、「公共交通の利便性の向上」は最も高い町民ニーズとなっており、今後、町が取り組むべき最優先事項の一つとして挙げられています。現在、町の主な公共交通であるバス・タクシー網を今後も維持し、持続可能な公共交通を実現するとともに、買い物不便地域などにおける支援、通勤・通学、通院など利用者の多様なニーズに応えることができる公共交通の利便性の向上が求められています。

また、（都）東埼玉道路を中心とした広域幹線道路の整備促進や鉄道の誘致は町内外の交流・連携の拡大、利便性の向上につながることから、今後も継続して進めていく必要があります。

（９）生活基盤の整備と安全・安心のまちづくり

町民意識調査や町民懇話会において、「道路環境」や「生活排水処理整備」などの日常生活に直結する生活基盤整備に関する要望も多く挙げられています。

町民が快適に生活できるように、また、災害などに備えるため道路、公園、上下水道などの適切な生活基盤整備が必要となります。

また、町民懇話会では、主に水害などの自然災害を心配する意見も寄せられました。今後は激甚化する災害に対応するため強くしなやかな防災への取り組みが重要となります。

合わせて、町民の生命・財産を守り、誰もが安全・安心に暮らしていくために、交通安全、防犯、消防、消費生活相談などの取組も推進していく必要があります。

（１０）環境に配慮したまちづくり

昨今、環境問題は世界的な問題となっており、脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した取組を実施していくことが求められています。

本町においては、豊かな自然とのどかな田園風景が広がり、住みやすさ・くらしやすさの重要な要因の一つであり、また、町民意識調査でも町のイメージとして「川に囲まれたのどかな田園のまち」を多くの人が挙げています。自然豊かな松伏らしい風景を大切な地域資源として、世代を超えて継承していくため、環境に配慮したまちづくりを推進していく必要があります。

(1 1) DXの推進

近年、スマートフォンやタブレット端末などの普及や、情報通信技術（ICT）が加速度的に発展したことで、人々の生活が大きく変化しています。今後、人工知能（AI）関連技術などの最先端技術の発展にともない、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会が実現することが予測されています。

国では、デジタル化に関する構想である「Society5.0」や「デジタル田園都市国家構想総合戦略」などが打ち出され、取り組んでいる施策や事務事業に対して、デジタル技術を活用することにより、想定以上の効果や付加価値が創出されるものとしてデジタル化を推進しています。

本町においても、自治体DXを推進し、行政サービスのオンライン化による町民の利便性の向上や業務の効率化などを推進していくとともに、個別の施策や事業にもデジタル技術を活用し、より一層効果を発揮する取り組みを推進する必要があります。

(1 2) 町の認知度向上と愛着や誇りの醸成

人口減少社会が進んでいる中、若者の転出抑制と子育て世帯の転入促進は全国の市町村において重要な課題となっています。本町においてもこれまで SNS を活用した魅力発信など、さまざまな取り組みを行ってきました。しかし、多くの人を呼び込み、住んでもらうところまで至っていない現状があります。

今後は町の人口減少に歯止めをかけ、交流人口だけでなく町とさまざまな形で関わる関係人口を増やすとともに、若者の転出を抑制し、子育て世帯の定住化を促進することが求められます。そのために、町の豊かな自然環境や、農産物などの地域資源を活用し、地域への郷土愛と誇りの醸成を図るとともに、さらなる町の認知度の向上を図る取り組みを推進するなど、これまで以上にシティプロモーションに取り組んでいく必要があります。